

第 24 回 統計調査分科会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第24回 統計調査分科会 議事次第

日 時 平成22年7月27日（火）10：40～11：33

場 所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 「就労条件総合調査」における平成23年度以降の民間競争入札の実施計画（案）
について

(2) (独) 統計センターの大規模周期調査の符号格付業務の検討状況について

3 閉 会

○前原主査 それでは、定刻となりましたので、第24回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。お暑い中ありがとうございます。

本日の議題でございますが、厚生労働省の「就労条件総合調査」の平成23年度以降の民間競争入札の実施計画（案）及び独立行政法人統計センターの「大規模周期調査の符号格付業務」の検討状況についてのヒアリングを予定しております。

それでは、まず厚生労働省からのヒアリングを行います。厚生労働省所管の「就労条件総合調査」につきましては、平成21年9月から2年間の事業として、民間競争入札の落札者による事業が実施されております。公共サービス改革基本方針別表におきまして、本事業終了後の平成23年度以降の事業計画について、21年度調査の実施状況を踏まえ、本年12月までに監理委員会と連携しつつ策定することになっております。

そこでまず、厚生労働省統計情報部の小玉賃金福祉統計課長から、平成23年度以降の事業計画案について、10分程度で御説明をお願いいたします。

○小玉課長 厚生労働省統計情報部賃金福祉統計課長の小玉と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1でございますが「就労条件総合調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」について説明いたします。

「2 業務の概要」から説明いたします。この調査は民間企業の労働時間制度、定年制等の高齢者の雇用制度と、賃金や退職金の制度などについて調査するもので、(1)にありますように毎年1月1日現在、またはその前年の1年間などを対象期間とするものです。

(2)にありますように、幅広い産業から常用労働者30人以上の民間企業を対象としまして、(4)にあるように約6,200企業を経済センサスから抽出して実施をするものです。

(3)に戻りますが、調査事項は冒頭に申し上げたとおりですけれども、②の労働時間制度というのは1日や1週間の所定労働時間の長さとか、1週間当たりの休日の日数、有給休暇の付与日数、取得日数などでありまして、③の定年制等というのは定年制の有無、定年の年齢、その後の継続雇用制度の内容などがございます。①～③は毎年ほぼ一定の内容の調査項目にしております。

一方、④の賃金制度等というのは賃金が月給か時給かという形態を始めまして、さまざまな手当の採用状況とか支給額、賞与の決め方、業績を賃金に反映させる制度の有無、その評価、課題に加えまして、退職金が一時金か年金か、額は幾らか、年金の場合はどういう制度かという項目のほか、企業が法定福利費、法定外福利費に幾ら支出しているのかなどについても調査をしておりまして、とても毎年調査できる量ではございませんので、④については項目によって異なりますが、ローテーション的に何年かに1回ずつの調査としております。

裏のページ「3 入札の対象範囲」でございますが、調査関係用品の印刷・配付からデータ入力、調査対象企業名簿修正までを予定しております。

4ですけれども、次回の入札は23年6月ごろに公告して、9月から事業を開始して、5

にありますように 25 年度末までの 3 年度間を契約期間とする予定です。

「6 計画案策定に当たっての考え方」ですが、(1) の第 1 パラグラフにございますように、現在 21、22 年度について民間競争入札による落札者に業務を委託しているところですが、21 年度の実施状況が後ほども説明いたしますが、第 2 パラグラフに書いてある状況であったことなどを踏まえまして、23 年度以降も引き続き民間競争入札を実施することとしております。

(1) の最後のパラグラフについてでございますが、実は先週の入札監理小委員会で 21 年度の報告を行ったわけでございますが、21、22 年度の受託事業者が 20 年度と同一であったことに関連した御議論があったところでございます。

もちろん 21 年度の落札者の決定に当たりましては、委員会で御審議いただいた入札実施要項に沿った総合評価落札方式で、適正に決定されたものではありませんが、一般論としては長い期間、受託事業者の固定化は望ましくないということは言うまでもありませんで、それを避けるためにできることといたしまして、そこにありますように、できるだけ多くの事業者がこれまでの実施状況を踏まえた上で実施方法を工夫して、企画書の提案ができるように、せつかく詳しくつくりました実施状況の報告内容を、実施要項においても開示するとともに、実施要項の評価項目を見直して事業者に求める内容を一層明確にする予定であります。

次に (2) の契約期間ですが、結論を先に申しますと先ほども申し上げましたとおり、23 年度からの契約期間は 3 年間で予定しています。これは 2 つの理由によるものでありまして、そこにありますように、1 つはどの調査でも該当することではありますが、業務経験を生かした創意工夫を促して、調査の質の維持向上や経費削減を図るということでありま

す。もう一つは、この調査にやや特有のことと考えておりますが、この調査では母集団、23 年度の調査からは経済センサスを用いるわけですけれども、この新しい結果が出て母集団が新しくなるごとに抽出替えを実施しまして、逆にその間は原則として同一の客体に対して調査を実施しているわけでございますが、同一の調査客体の間は同一の受託事業者が調査を実施する方が望ましいのではないかと考えておりまして、23～25 年度の間は同一の母集団の予定でありますので、その点からも 3 年間にするということでもあります。

計画案の内容は以上ですが、別添 2 は恐らく御審議に当たっての重要な情報だと思いますので、21 年度の実施状況のポイントを簡単にではございますが、残りの時間で説明いたします。

1 ページの下の表にあります有効回答率ですが、21 年度については委託期間が終わる 3 月末現在で、合計についても、それぞれの企業規模についても前年度の結果を上回るとともに、最低限上回らなければならない水準は上回り、目標とする水準値には達していませんが、これは最終結果でも同様であります。

このような結果に至るまでの状況などについて、3 ページの文章に書いているわけでご

ざいますが、最初のパラグラフにありますように、業務委託期間が始まって間もない時期でございます昨年10月1日に、当方から受託事業者に対し、早期に有効回答率の目標を達成することを最優先とするように指示を行いまして、その次のパラグラフにありますように、受託事業者は20年度ではすべての調査客体に対して、同一のあいさつ状を送付していたわけでありまして、21年度では企業の規模と前年度の調査票の提出状況等に応じまして、礼状兼あいさつ状を送付するか、あいさつ状を送付するのではなくて、送付先の確認を兼ねて電話で協力依頼を行うか、前年度と同様のあいさつ状を送付するかという3種類の対応を行ったほか、下から3つ目のパラグラフになりますが、受託事業者は3月に入って3回目の電話督促を行いましたけれども、前年度は2回ですので1回増やしたということでもあります。

5ページ「Ⅱ 実施経費の状況及び評価」でございますが、表の一番下の欄にありますように、見積額は契約金額を2年間ですので2で割った金額でございますけれども、これは2,100万円で、国が実施していた19年度の経費よりは約465万円低くなっています。

21年度の全体の実施経費は右にありますように約2,532万円で、見積額を432万円ほど上回っていますが、一番右の欄の20年度の実施経費よりは196万円ほど下回っています。見積もりと実施経費の乖離の幅は前年度を91万円ほど下回っております。

見積額と実施経費の実績とに差が生じている要因については、表の中で備考欄に各項目別に整理をしていますが、最も大きな要因は20年度から21年度にかけて、回収した調査票に関して事業者が行う審査につきまして、厚生労働省が事業者を求める水準を上げて、その内容を入札説明会で説明、配付しました個票審査要領に示していたわけでありまして、事業者がその点を見積もりにおいて十分には反映できなかったということでもあります。

6ページⅢ「1 実施体制」すなわち業務量についてですが、12の業務に分けて表に詳しくまとめております。

最後にさせていただきますが、9ページ「3 疑義照会の状況」でございますけれども、先ほどの経費のところの説明申し上げましたように、21年度に受託事業者に貸与した個票審査要領レベルを、前年度より高いものとしたしました。

審査の状況ですが、一番下のパラグラフにありますように、今回の調査で有効回答をいただいた4,406の企業のうち、4,097の企業について厚生労働省が貸与した個票審査要領に基づいて受託事業者が審査をしたところ、未記入または誤記入があった箇所は延べ4万8,223か所で、審査レベルを上げたために前年度よりかなり増えています。

10ページ(2)ですが、受託事業者が疑義照会を行った結果については表の下の方をみていただきたいと思いますけれども、未記入または誤記入が判明した箇所の78.9%に当たる3万8,044か所について、確認できたという結果になっています。前年度と比べ疑義照会の箇所自体が大幅に増加している中で、この割合が上昇しておりますので、疑義照会は順調に実施されたものと考えております。

以上が 21 年度の実施状況のポイントですが、これに対する内閣府の評価も踏まえて冒頭説明した計画案を作成したということをお願いして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見を各委員から御発言をお願いいたします。鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 お願いします。

新しい契約の個票審査要領の内容についてですが、前回、2年目にはレベルを高くしているということがありますが、今回、そのレベルはどうお考えなのでしょうか。

○小玉課長 当面の間、レベルを変えることは考えておりません。

○鈴木専門委員 低いレベルから入るんですか。

○小玉課長 違います。21年度のレベルを当面変えるつもりはないということです。

○鈴木専門委員 そうした場合に、もし今までの業者ではなくて全く新しい業者が入ったときには、厚生労働省の方で相当手を入れなければならないということを想定しているのでしょうか。

○小玉課長 審査のレベルを上げるということは、未記入とか誤記入の発見の数が上がることにはつながると思いますが、21年度の実施状況を報告書などで公表する、あるいは23年度からの実施要項には従来の実施状況についても、既にオープンになっているものがありますけれども、やはり実施要項とセットにして、改めて業者がわかりやすいようにオープンにしようと思っておりますが、そういう情報があれば21年度の状況を参考に、事業者が参入してくると考えております。

○鈴木専門委員 わかりました。

○前原主査 ほかはよろしゅうございますか。

○廣松専門委員 よろしいですか。これは可能性の話ですが、先ほどあまり同じ事業者が継続して落札するのは望ましくないのではないかというお考えでしたが、これから3年間、今までやっていた業者と同じ事業者が落札する可能性はあるのでしょうか。

○小玉課長 21、22年度の受託事業者が23年度も参入してくることは、可能性としては有り得ると思います。実施経費のところで申し上げましたが、契約金額、要するに国が支払う金額よりは実際に実施した経費の方が高くなっていて、赤字ではあるんですけども、こういうところで申し上げていいかどうかわかりませんが、赤字というのは我々は表面上のことだととらえております。

今回は業務量も一緒に詳しく載せておりますので、どなたでも計算すればおわかりになるはずですが、人件費が相当高いということになっております。人件費というのは委託費とか郵送などの事業費と違って、受託事業者の中で処理できる部分でございますので、受託事業者がどれだけ持ち出しがあるかということ、必ずしもそうではないのではないかと我々は考えております。それがいいのか悪いのかわかりませんが、そういうこともあるので21、22年度の受託事業者が23年度からも、もう一回入札に参加するということは、

可能性としては排除できないと考えております。

○前原主査 ただ課長がおっしゃったようにディスクロズしているから、ほかの業者がきちんと計算して取ってしまうことは、大いにあり得る。

○小玉課長 業務量をオープンにするということは非常に重要なことなのではないか。それは業者に委託する立場である調査の実施省庁にとっても、重要なことではないかと考えております。

○前原主査 ほかによろしいですか。

それでは、厚生労働省から御説明のありました実施計画（案）につきましては、この内容で異存がないということで、了承ということでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○前原主査 それでは、分科会として了承といたしまして、本件に関する監理委員会への報告等は、私に御一任いただきたいと思っております。

厚生労働省におかれましては、今後、本実施計画（案）を踏まえた実施要項の準備を進めていただきたいと思っております。こういう社会情勢ですので大変大事な統計だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で厚生労働省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。

（厚生労働省関係者退室、統計センター関係者入室）

○前原主査 それでは、続きまして独立行政法人統計センターからのヒアリングを行います。暑いところ御苦勞様です。

統計センターが実施する「大規模周期調査の符号格付業務」につきましては、公共サービス改革基本方針別表におきまして、平成 22 年国勢調査の符号格付業務について、全国消費実態調査の実施状況等も踏まえ、官民競争入札または民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成 22 年中に結論を得ることとしております。

それでは、独立行政法人統計センター総務部の阿向総務課長から大規模周期調査、平成 22 年国勢調査の符号格付業務の検討状況につきまして、15 分程度で御説明をお願いいたします。

○阿向課長 統計センターで総務課長をしております阿向と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日のテーマとなつてございます平成 22 年国勢調査でございますが、先生方御承知のように 5 年に一度の国勢調査が、今年 10 月 1 日で実施されることになってございます。今回の国勢調査は人口減少下で初めて行われる国勢調査でございます。政府内外とも非常に関心を集めている国勢調査でございます。既に実施まで 3 か月を切りまして、総務省、地方公共団体、この国勢調査を成功裏に実施するために準備を整えている段階でございます。

ほぼ臨戦態勢に現在入っているところでございますが、調査が終わりまして成果物となる統計を作成するのは、私ども独立行政法人統計センターでございます。私どもも現在そ

の準備に入っております。人口減少下で初めて行われる国勢調査において、きちんと我が国の状況を数字としてしっかり出せるよう取り組んでいくつもりでございます。

今回、本日の議題のテーマとなっておりますけれども、国勢調査の中でも符号格付業務というのが非常に大きな業務の一角を占めてございまして、この符号格付業務に関しまして民間事業者をいかに活用していくのかということについて、私どももこれまで取り組んでまいりましたので、その状況につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

皆様方に配付されております資料2の本文に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っておりますが、最初は中ほど2番と打ってございまして、テーマとなります国勢調査の符号格付業務の特徴につきまして、御承知のところも多くあるかと思っておりますが、御確認いただければと思っております。

3点ほど主要なポイントを書かせていただいておりますが、まず1点目は一般的な符号格付業務の特徴でございます。符号格付業務と申しますのは統計調査で集められた調査票から統計処理が可能になるよう、政令等で定められました分類基準に従って適用すべき分類を判断し、その符号を付与する業務でございます。最終的にはデータとしての作成をやっておりますけれども、いわゆるパンチ入力業務のような、統計以外にも市場でニーズがあるようなものとは異なりまして、その実施に当たりましては専門知識であるとか実務経験、事例の分析・蓄積を要するものでございます。

その一方で、特定調査においてその周期に応じまして実施するという業務でございます。調達そのものが限定的、一時的でございまして、恒常性・継続性を有していないという特徴もございまして、更に、培った知識・経験等が他の市場、調達で活用できるかということ、そういうものでもないということもございまして、市場そのものが十分に成熟していないという特徴もございまして、それゆえ民間開放、民間事業者の活用に当たりましては、市場の供給能力をきちんと見極めながら、現実的な対応をやっていく必要があるというものでございます。

2点目は国勢調査の特徴でございますが、私ども統計センターが製表を担ってございまして、公的統計の中でも重要かつ大規模なものでございます。その中でも統計法に基づきまして5年に一度行われます国勢調査というのは、質、量ともに別格なものでございます。

今回行われます国勢調査は、調査方法が一新されてございまして、従前の調査員によりまして回収方式だけではなく、それをベースとしつつ、郵送回収というのを全面的に導入してございます。また、東京都におきましてはインターネットを活用しましたオンライン回収というのも併用してございまして、したがって、回答者の国民の皆様方には回答のチャンネルが非常に増えて、答えやすい環境をつくってございまして、一方でその裏方で動いております自治体の皆様方は、オペレーションが非常に複雑化してくるところでございます。

こういうところもありまして、事務の軽減、特に自治体の皆様方の事務の軽減を図る観点から、従来自治体の方で実施してございました産業分類の符号格付業務を、統計センターで一括して実施する、自治体の皆様方は現場に集中していただくということで、今までやっていたものを統計センターで一括して実施する整理となっております。

国勢調査は先ほどのとおり極めて大規模でございますので、公表そのものも一般の統計調査と違いまして、多段階に行われてまいります。中でも平成24年4月公表予定の産業等基本集計、平成24年11月公表予定の職業等基本集計におきましては、全数の調査票を扱いまして、すべての産業分類、職業分類を付与していくという非常に大規模な業務がございます。表に国勢調査とその他の統計調査の規模の比較をしてございますが、国勢調査を、一般の小さな統計調査の延長線上にお考えになられる方もいらっしゃるんですけども、とてもそういうものではなくて、これは本当に別格のものでございます。瑕疵がないよう私どもの方も取り扱っていき、取り組んでいく必要があるものでございます。

3番目としまして、符号格付業務と私ども統計センター、そこにおきます課題でございますが、この符号格付業務が統計センターで行います業務の約半分を占めるという、非常に大きな業務量がございます。したがいまして、この業務をどうやって効率的に行うのか、省力的に行うのかというのが、私ども統計センター全体の業務運営、経営の効率化に直結する重要な課題でございます。

特に近年は厳しい財政事情の中にごございますので、私どもも徹底した職員数の抑制、人件費その他経費の削減に取り組んでいるところでございます。そういう中で、職員だけでできるというものでは既になくなってございます。したがいまして、私どももICTでございませうとか、外部の人的資源をいかに有効に活用していくかが必須の課題として、現在取り組んでいるところでございます。

3ページは、今申しました特徴がございますけれども、国勢調査の符号格付業務に関しましては既往の閣議決定、以前行われてございます第7回統計調査分科会の報告を踏まえて、いきなり国勢調査の符号格付業務に民間開放に当たるということではなく、実証的な取組みを実際に行って、万全を期して国勢調査に取り組んでいくという体制で臨んでございます。

具体的には平成21年に行われました全国消費実態調査は、家計消費統計で我が国の公的統計最大の規模を誇る調査でございます。経済センサス基礎調査は昨年平成21年に初めて実施されました、事業所・企業全数を対象とする調査でございます。経済統計の中で最大規模の統計調査でございます。それでも国勢調査と比べますと何十分の1にしか過ぎないわけでございますが、こういった大規模な統計調査において、私どもも実証的な取組みを行ってきたところでございます。

そこにおきまして成功裏に進めるために、幾つかの工夫等を行ってございます。主なところは5点ございまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。

1点目は①で書かせていただいておりますが、入札参加資格の審査でございます。符号

格付業務は先ほどのとおり、専門性等も要するところがございます。最終的には経済性、正確性の2点が最も重視される成果要件でございます。このうち経済性といいますのは、普通行われてございます最低価格落札方式によりまして、一番安いところで業者さんを決めてまいりますので、その確保は可能でございますけれども、正確性につきましては事前の客観的な担保というのは非常に困難という特性を持っております。

その正確性でございますが、業務遂行の結果でのみ客観的な評価が可能でございます。業務を行っていない事前の入札段階で、企画提案等で担保するということは正直言ってできない性格を有しております。特に国勢調査の場合は業務量も多大となりますので、業務遂行におきます最低限の能力・技術を有しない事業者の委託といいますのは、民間も、私どもも含め、官民双方の業務負担を増大させ、公表スケジュールにも甚大な影響を及ぼしかねないというところがございます。

したがって民間委託に当たりましては、いわゆる安かろう悪かろうというのを防止することが極めて肝要でございます。入札参加事業者の能力、技術というのを事前に客観評価できる仕組みを設けることが肝要であると考えてございます。こういうことから私どもは、入札参加希望者に対しまして、テストデータと符号格付業務の資料を提示しまして、時間も一定期間与えて実際に符号格付を行ってもらい、そして、できた成果物を見て、事業を請け負う能力があるかどうかというのを事前に資格審査を行ってございます。

2点目は単価契約でございます。通常は契約する総額を事前に決めるものでございますが、実際は調査を行って見ないとどれだけの業務量が発生するかが、正直なところわからないところがございます。したがって、調査が終わってから総量が確定するのですが、そこを待っていては事務が進まないというところもございます。そうしますと、公表スケジュールが極めて大きく遅れるということになりますので、実際には総価が決まらない調査の実施前に契約を行い、単価契約という形で調達を行う必要性がございます。

3点目は複数落札制度でございます。これは国勢調査の調査票でも導入されているものでございますけれども、極めて大きな業務量となりますので、落札業者を1者とあらかじめ決めつけて調達を行ってまいりますと、履行可能な事業者が極めて限定される、もしくははない、場合によりましては1者しかいなくて、1者落札という競争性が十分機能しない調達になる可能性がございます。したがって、ここは余り業者の方に無理をさせるのではなくて、それぞれが身の丈に合った業務量を申告していただいて、そして安い価格でやっていくという、いわゆる複数落札制度を導入するというのが肝要な仕組みではないかと考えてございます。

4点目は格付困難符号の導入でございます。符号格付業務というのは専門知識と一定の経験を必要とさせていただきます。したがって、これまで業務を行っていない事業者であるとか経験の少ない事業者に、私ども統計センターがこれまで長年やってきたものと同程度の精度を求めるといえるのは、事実上困難でございます。ここは現実的にならざるを得ませんので、その中で民間事業者にいかに有効に頑張っていただくかということをお考えの場

合、あまり業者に無理を求めないということでございます。納品検査の不合格となるリスクを高めない努力が必要であると考えてございまして、私どもは民間事業者が符号格付できないと判断した記入内容については、格付困難符号というのをに入れてもらう。無理して符号を入れるのではなくて、できないとはっきり言っていただくということでございます。納品後に、その部分をプロの統計センター職員が格付をするということでございます。

5点目でございますが、分割納品でございます。通常の請負業務につきましては、定められた期日までに一括して納品するのが一般でございますけれども、国勢調査は業務量が多大であるということでございますので、納品検査も非常に時間がかかるということでございます。ですので仮に一括納品して、一括検査をして瑕疵があった場合、手戻りのリスクが非常に大きいところがございます。こういうことから、納品する対象を何十にも分割しまして、でき上がった段階で統計センターに納品してもらう。私どもの方もそこを検査して、合格しても何か助言することがあれば、その都度行ってまいりますと、後の納品でも非常に精度が上がってくるというところがございます。

こういう5点の工夫を行いながら全国消費実態調査、経済センサス基礎調査の符号格付業務を実証的な民間委託ということで、本番を対象に実施したところでございます。

6ページはその状況でございますが、全消につきましては全体の約10%を委託いたしました。目標精度97%で設定いたしまして、説明会には12社まいりましたが、4社が入札参加資格審査に出てまいりました。2社が合格、2社が不合格ということで、2社で応札をしたということでございます。そのうち1社、具体的には株式会社ムサシさんが落札されまして、業務を行っていただきましたけれども、納品された成果物はすべて合格でございました。

続きまして経済センサスでございます。経済センサスは委託規模約200万というところで委託いたしまして、目標精度は同じく97%を設定いたしました。入札説明会には8社まいりましたが、6社が入札参加資格審査に参加いたしました。5社が合格、1社が不合格でございます。合格しました5社のうち4社が入札に参加いたしました。具体的には新日鉄ソリューションズ株式会社さんが落札されました。納品されました成果物はすべて合格でございました。

8ページ、そうやって行いました実証的民間委託の効果の検証でございますが、主だったところを御説明させていただきたいと思っております。

まず一番重要な品質面でございますが、品質は97%を目標精度といたしましたが、全国消費実態調査では98.8%、経済センサスでは97.6%ということで、いずれも目標精度を達成してございます。なお、格付困難符号を含めました実質的な精度といたしますのは、全国消費実態調査が98%、経済センサスが93.1%でございました。これを見ていただきましても格付符号で困難なところを無理にさせないことで、民間事業者の質の高い成果物が出てくることがわかるかと思っております。

続きまして、費用の検証でございます。費用の検証でございますが、直接業務のところ

は統計センターの方が安く済みますけれども、トータルコストで考えてまいりますと、8ページの下段、9ページの上段でございますが、全国消費実態調査、経済センサスいずれも民間委託による効果が発現できてございます。

以上見てまいりまして、業務遂行に係ります評価・改善等でございますが、今回行いました実証的民間委託では納品検査で不合格は1つもなく、官民双方とも円滑な業務遂行が実現できてございます。これといたしますのも、1点目は入札参加資格によりまして、一定の能力・技術を有した事業者きちんと委託をしているという点、2点目は民間事業者が符号格付できないと判断した記入内容については、無理をさせないという点、3点目は分割納品で多頻度の助言・指導を、私どもと民間業者一体となって業務遂行していく。こういうような今回の委託の中で私どもが講じました工夫というのは、それなりに功を奏しているのではないかと考えてございます。

勿論改善点も見受けられまして、その点を2点ほど書かせていただいております。入札資格審査、情報提供の充実といった点で、まだまだ工夫するところもあろうかと考えてございまして、今度の国勢調査におきましてはその点を十分に盛り込んで、実りのある民間事業者の活用、業務遂行を行っていきたいと考えてございます。

最後10ページでございますけれども、テーマとなっております国勢調査の符号格付業務に、どのように取り組むかということでございます。国勢調査の製表業務の中でも極めて膨大な業務量が発生してまいります、産業等基本集計におきます産業分類の符号格付業務、それから、職業等基本集計におきます職業分類の符号格付業務、それぞれ約6,150万件の符号格付業務が発生する極めて膨大な業務量でございます。統計センターだけではまかなえないぐらいの規模となっております。方針としましては、私どもはこれは閣議決定如何を問わず、やはり民間事業者を有効に活用していきたいと考えてございます。

スケジュールにつきましては別紙で付けさせていただきますが、先ほど御説明させていただいたとおり、準備には既に入っております、来月8月下旬から官報による意見招請の手続に入っていきたいと思っております。民間事業者さんからの知恵もこういった段階を通じまして、得ていきたいと思っております。

本文10ページに戻りまして委託の業務量でございますけれども、費用対効果、確実な履行確保の観点から全体業務量の約20%、これでもこれまで行ってきた中で経験のない大規模な業務量となっておりますけれども、この約20%で民間事業者を活用していきたいと思っております。

調達方法につきましては、今、御説明させていただきました業務の特性等をおかんがみいただきますと、請負業務内容が仕様書に定められた基準に従ってデータを作成するというところでございまして、それを違えることは許されないものでございます。そういう点から創意工夫の余地はございませんで、金額以外での業者を定量的に把握する、評価するという項目もございませんで、そういうことから総合評価落札方式というのはなじまず、正確性、経済性の双方を確実に実現するためには、私どもがこれまで取り組んでまいりました

全国消費実態調査、経済センサスで得た実施方法を踏襲した形で、最低価格落札方式によることが肝要であろうと考えてございます。

符号格付業務というのは先ほど御説明しましたとおり、特定の調査でのみ生ずる業務でございまして、調査によって扱う分類基準というのも異なっております。したがって、調達事態が限定的かつ一時的で、恒常性・経常性というのを有していないという特徴もございまして、国勢調査の符号格付業務につきましても、民間事業者を活用していきたいと思っておりますが、いわゆる公サ法の規定によるということではなく、一般の会計法、予決算に準じて私どもは会計規程をつくってございますので、これに基づきました一般競争入札によって、実施していきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今年の国勢調査は先ほど申しましたとおり、総務省、統計センター挙げて、大臣も挙げて取り組んでいるところでございます。是非、実りのあるものになりますよう、先生方の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。私がここの主査になりましたときに統計センターを見学させていただいて、いろいろ御説明を受けました。大変難しい業務だなと思っていましたけれども、細心の配慮で着々とやっていらっしゃるので感心して聞いておりました。ありがとうございました。

それでは、各委員からの御意見、御質問をお願いいたします。高橋専門委員、どうぞ。

○高橋専門委員 私も同じように格付の現場を見させていただいて、非常に難しいことはよくわかっております。今回経済センサスとか全国消費実態調査で実際にやられて、非常にいい状況で進めておられるのではないかという感じがいたしました。

民間業者から言わせると、統計が違って物を見てどう対応すればいいかということに関しては、ある程度のレベルの調査会社であれば大体できるのではないかと思います。ですから、これは慣れだと思えます。たとえ5年に1回でも慣れれば、5年前の記憶は当然残るわけだし、どんどんこれから民間にやっていけば、それが広がっていけば、そういったことができる人が増えていくことになるのではないかと思います。こういったことでこれから進めていっていただきたいと思えます。

○阿向課長 今、先生御指摘のとおりでございまして、私どもも将来を考えてまいりますと、民間事業者をいかに有効に連携しながら活用していくか、そのときに市場に多くの参加者がいていただきたいと思っておりますので、こういう取組みを継続しながら、先生御指摘のような環境づくりを私ども自身もつくっていきたくて考えてございます。

○前原主査 芳賀専門委員、どうぞ。

○芳賀専門委員 2つ教えていただきたい点があるんですけれども、格付困難符号の割合はどれぐらいあるんですかということと、もう一つはテストデータを入札の際に評価するときには、何%まで格付困難符号を付与していいという基準であったり、そこを評価されているんですかということをお教えいただきたいんですが。

○阿向課長 格付困難符号はそれぞれの事業者で出てくる数字が変わってくるかと思えますけれども、大体5%ぐらいとお考えいただければと思います。したがって、大体5%ぐらいは割り引いて私どもも考えてあげているところでございます。

テストデータは今回ちょっと国勢調査に向けて改善すべきかと思っておりますが、大体80%ぐらいの正解率があれば合格として、入札参加を認めたところでございます。

○本間総括製表職 テストデータの中にも、わざと付けられないものを含めて、それにちゃんと格付困難符号が付いていれば正解というやり方で試しております。

○芳賀専門委員 つまり業者からすれば、ある程度難しいものは無理をして付けない方が正解率は上がるわけですし、しかしながら余りそこを多くされると業務的には統計センターがお困りになると思いますので、何か基準のようなものがあるのかなというのが1つの疑問だったので。

○阿向課長 テストデータと一緒に私どもは符号格付の資料を渡してございます。これを見れば付けられるものが確定してくるのですけれども、それを見ても実はなかなかわからないといったものが入ってございまして、これについては格付困難符号として正解というか、妥当と私どもの方が判断してございます。

実際の調査ではまだ見ない記入内容でございます。ですので、どういう職業が書かれてくるのか、どういう産業が書かれてくるのか、これは初めて出てくるところで、出てきて初めて私どももこれをどう分類づけるか決められるところでございます。したがって、事業者さんに業務を委託する際に、私どももマニュアルや詳細なものを渡すんですけれども、そこでやはり格付できないような事例というのは、毎回の国勢調査の中ではどうしても出てまいりますので、そこはそういう判断をしていただく。

ただ、今回の事前の審査におきましては経験がないところがほとんどでありましたので、私どももどちらかと言いますと易しい問題を渡したところがございます。そうしたら業者さんの方から、本番もこんなレベルではないかと誤解してしまう。そうするとやばいコストを見誤ってしまうところがあって、私どもはもう少し難しい事例を入れないと、業者さんが札を入れるときに、経験がある業者は本番はこうではないというのはわかるんですが、やったことがない業者はこんなものだと思って、安い価格を入れてしまう可能性もございまして、この点はできるだけ実際のレベルに合わせた形で審査もやっていきたい。この点は2回やってみて私どもも感じるところでございます。

○芳賀専門委員 つまりコストの点では、業者としては逆に何%までは格付困難にしてよいという基準があることによって、より正確に人件費を見積もれることもあるのかなと思っております。無理をしてそこを空けることによって単価は上がりますし、逆に楽をすれば単価は下がるわけですから。

○阿向課長 御指摘のところは私どもも検討材料として考えてございまして、ただ、業者さんの御意見だと、例えば最初から5%分は格付困難を使っているもので、5%をどう割り当てるかということをお初めからできるかということ、実はできない。例えば7%つけてしま

ったら2%どこか削らないといけない。そうすると手戻りが発生してしまうので、必ずしもそういった形がやりやすいとは限らないところがあります。

今はどうやっているかといいますと、格付困難符号を付けたこと自体が妥当かどうかは私どもが判断しているということでございまして、こうしますと言わば記入内容がそれほど複雑でなければ、格付困難符号は3%ぐらいで済みますし、極めて複雑な内容になっていきますと10%ぐらいいくかもしれません。それでも私どもとしてはOKとなってくるわけで、柔軟な対応ができるのは今の方式かなと思います。

一方で先生御指摘のとおり、ある程度の経営戦略みたいなものが計画的に働くことができるのは、あらかじめパーセンテージを示した方がいいということがあって、この点はいまだに私どもも1つの検討材料になろうと思ってございます。

○前原主査 経験がある程度解決していくんだろーと思います。鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 鈴木です。国勢調査で実務に携わっていた者として、量とか質が非常に大きなものだとことを承知しています。その中で事務の正確性、結果公表のスケジュールを考えた上で、やり方がよく考えられているなど。例えば格付困難符号の扱いとか、複数落札あるいは分割納品など非常によく考えられていると思います。

その中で、格付困難符号の扱い中と単価契約との関係はどのように考えておられるのか。

○阿向課長 これも論点があるところではあるのですが、やはり業者さんは格付困難符号というのは調査票を見て、考えて、そして最終的に判断した結果が困難というもので、場合によってはAとかBという判断になることもございますので、この点について私どもは違いを設けず、やっていた業務については格付困難も含めて単価の対象としてございます。

○鈴木専門委員 もう一点、この格付困難符号の扱いは経済センサスのときにはやられたんですか。

○阿向課長 出てきたかということですか。

○本間総括製表職 設けてございます。

○鈴木専門委員 そのときは何%ぐらいでしたか。

○本間総括製表職 先ほど言ったように、約5%ほどです。

○阿向課長 これがなければ、民間事業者さんの実際の精度は93%ぐらいでございました。ただ、これがあつたために民間事業者さんが行っていただいた精度というのは、97%を超えるものになったということでございます。

○廣松専門委員 それとの関係で、全消と経済センサスとで不合格になっているところがありますね。それはどういうレベルですか。全く箸にも棒にもかからないレベルなのか、それともある程度の水準には達しているのでしょうか。

○本間総括製表職 経済センサスは先ほども言ったように80点が合格ラインだったのですけれども、70何点で、若干80点を切ったぐらいでした。合格の業者さんは90点以上でした。

○廣松専門委員 それはこういう業務に初めて参入するような事業者でしょうか。

○本間総括製表職 多分どこの会社も初めてで、事前に1日間だけ業務説明会で研修を受けていただいて、その1日間の習得で実際に1週間ぐらいで一定の量をやっていただきました。そこは理解力とか熱心さに左右されているのだと思います。

○廣松専門委員 そうすると、確かに大変膨大で正確性を要する作業ですけれども、その意味で言うと、新規参入しようとする事業者にとってはそんなにバリアが高いわけではない。

○阿向課長 そうですね。バリアが高いわけではないと思います。まず最初に80点クリアできるところまで、特に指導者が理解してくれて、派遣さんなどを使うのかもしれませんが、実際のコーダーにしっかりとした指導をしていく。その後は実際に業務に入っていきますが、今回説明を省きましたけれども、1回目の納品は私どもは全数検査でやって、弱いところ、弱点を私どもの方で分析して、業者さんの方にここは弱いですね、こういうふうに気を付けた方がいいですよという指導をしていきます。これを分割納品ですと続けることによりまして、事業者さんのレベルとコーダーさんのレベルがどんどん上がってくるということでございます。

○廣松専門委員 それが1つと、2つ目は将来的な話ですけれども、ここにオートコーディング、ICTの話が出ていますが、現状ではそういう自動格付とか機械的な格付は、実用という面ではまだ技術的に難しいものですか。

○阿向課長 平成20年度から統計センターは第2期中期計画に入っておりますが、オートコーディングの実用化というのが1つの課題でございます。実際に実用化に入っております。今回の全国消費実態調査、経済センサスでも実用化に入っております。今回の符号格付もオートコーディングで付けられなかったものを業者さんに出すというやり方をとっております。

ただし、オートコーディングのためには書かれた手書きの調査票の内容を一度パンチ入力していただく必要がございます。ここでの費用対効果を考える必要があつて、私どもは損益分岐点をすべての調査で計算してございます。

国勢調査の産業大分類に関しましては、職業大分類もそうでございますが、損益分岐点で格付できるところは大体80数%ぐらいで、オートコーディングで格付できるのは今50%ぐらいなんです。半分ぐらい格付できるんですけども、半分格付できないんです。そうすると損益分岐点を超えるところに来てしまうので、ここでは導入できないところです。ただし、今回オンラインで東京都は答えていただいておりますので、ここは入力業務が発生しない。ここにはオートコーディングを入れていきます。

○廣松専門委員 ありがとうございます。

○前原主査 それでは、独立行政法人統計センターから御説明のありました平成22年国勢調査の符号格付業務については、この内容で異存がないということで了承でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○前原主査 それでは、分科会として了承といたしまして、本件に関する監理委員会への報告等は私に御一任いただきたいと思います。独立行政法人統計センターにおかれましては、今後、全国消費実態調査や経済センサスの実施結果を踏まえまして、業務の質の維持、向上に向けて、受託事業者、統計センター双方が連携して業務を実施していただくとともに、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

これで独立行政法人統計センターからのヒアリングを終わります。ありがとうございます。

それでは、予定されました議題は以上でございますので、本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程については、追って事務局から連絡をいたします。

なお、この後、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の皆様はご退室をお願いいたします。

(統計センター、傍聴者退室)